

[事案 21-71] 高度障害保険金請求

- ・平成 21 年 10 月 21 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 23 日 裁定打ち切り

< 事案の概要 >

加入時に、身体障害者認定を受けていることは営業担当者に告げていたとして、高度障害保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

(注) 本事案は、事案 21-70 と同一の申立人からの、同一支払事由(高度障害)に関する高度障害保険金支払請求であり、同時に審理が進められた。

< 申立人の主張 >

平成 17 年 4 月、職場の労働組合が契約者となっている団体定期保険に加入した。昭和 59 年から既に両眼網膜色素変性症を発症し身体障害者認定を受けていたが、加入の際、営業担当者から、申立人の眼の症状を認識していながら、「この病気による失明についても保障される。」との説明があった。

平成 19 年 11 月頃、両眼網膜色素変性症により両眼の視力を喪失(失明)したので、高度障害保険金を請求したところ、加入前発病のため不支払いとなった。しかし、本件契約は、営業職員の不適切な説明により締結したものであり、また、営業職員には眼の状態・病状を伝えており、不支払事由に該当するであろうことは、十分に予測できる状態であった。したがって、保険会社に支払拒絶の権限はないものと考えられ、高度障害保険金の支払いを求める。

< 保険会社の主張 >

申立ては、加入以前から発病していた病気を原因とする障害と判断され、高度障害保険金の支払対象とならない。また、下記理由により、当社が高度障害保険金の支払いを拒むことは出来ないとは言えないものと考えられ、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 当社の確認では、平成17年1月当時に、眼の病状を認識していながら、「加入前に患った眼の病気で失明した場合でも高度障害保険金が支払われる」旨の誤った説明をした者は存在しなかった。
- (2) 当社職員が誤った説明(この病気による失明についても保障される)をしたとの申立人の主張を裏付ける事情は申立人から示されていない。
- (3) 申立人が主張する加入時の具体的なやりとりが事実だと仮定しても、当社職員が誤った説明をしたことにはならない。
- (4) 平成 17 年の加入時に使用した加入パンレットの「保険金の支払い」欄には、「……高度障害保険金は、……責任開始期以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または発病した疾病によって保険期間中に所定の高度障害状態に該当した場合お支払いします」と記載しており、加入前発病不担保の説明がされている。さらに、申立人は平成 18 年度以降も毎年度更新しており、毎年度のパンレットにも加入前発病不担保の説明がなされている。

< 裁定の概要 >

申立人は、平成 16 年 12 月頃、営業担当者から、「失明時に保険金が支払われる保険がある」と言われ、「本当か」と尋ねると、「同様に保障される」と言われたので加入した、と主張する。申立人の主張が法的にどのような意義を有するのか明らかでないが、善解すると、①保険会社との間で、加入前発病についても高度障害保険金を支払う旨の合意が成立していた、もしくは②約款を援用して高度障害保険金の支払を拒絶することは信義則(民法 1 条 2 項)に反して許されない、という主張であると解される。

しかし、附合契約(注)である保険契約は所定の保険約款の内容に従って成立するものであるが、附合契約の内容を一部修正して契約することは理論上不可能ではないにせよ、

少なくとも、申立契約は団体と保険会社との間の保険契約であるから、契約者（被保険者）の意思でその内容を一部なりとも修正することは理論上も不可能である。営業職員にそのような権限もないので、①の主張は認められない。

他方、②の主張について、少なくとも客観的証拠から見る限り申立人の主張を裏付けるような材料は見当たらない。申立人から提出された第三者作成の証言書の中に、申立人の主張を裏付けるかのような内容のものがあるが、具体的な状況ややり取りの詳細が明らかではなく、当時の申立人の病状も明らかではないから、これのみで②の主張を認めることはできない。

すると、②の主張について判断するためには、第三者に対する証人尋問手続き等の厳密な証拠調べ制度を具えている裁判所における訴訟手続きによることが適当であって、そのような制度を具えていない裁判外紛争解決機関である当裁定審査会で裁定を行うことは適当ではないと考え、生命保険相談所規程第 38 条 1 項(4)により、裁定手続きを打ち切った。

(注) 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。